

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

上水道規則第2号

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則(平成23年上水道規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第10条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第20条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。